

●香川県告示第368号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成28年12月13日から同月27日まで西かがわ漁業協同組合において縦覧に供する。

平成28年12月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

観音寺市大野原町花稲736番地 一方隅 毅

観音寺市大野原町花稲567番地6 高橋 勝

観音寺市大野原町花稲918番地 米谷 始

2 加入区の名称

花稲加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

西かがわ漁業協同組合